

2021年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社 ニ フ コ
本 社 所 在 地 神奈川県横須賀市光の丘5番3号
コ ー ド 番 号 7988 (東京証券取引所第1部)
代 表 者 名 代表取締役社長 柴尾 雅春
責 任 者 名 取締役専務執行役員 管理本部長 矢内 俊樹
(TEL 03-5476-4850)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月24日開催予定の当社第69回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、2021年2月3日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2021年6月24日開催予定の当社第69回定時株主総会における承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。これに伴い、以下の定款変更を行うものであります。

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第23条(社外取締役の責任限定契約)を改定するものであります。なお、定款第23条(社外取締役の責任限定契約)の改定に関しましては、各監査役の同意を得ております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。
- (3) 迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。
- (4) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第40条(剰余金の配当)及び第41条(中間配当)を改定するものであります。
- (5) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日(予定) 2021年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日(予定) 2021年6月24日(予定)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	<u>(削除)</u>
<u>第6条 当社は、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第7条～第11条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第18条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(取締役の員数および選任)	(取締役の員数および選任)
第19条 当社の取締役は12名以内とし、株主総会の決議によって選任する。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は8名以内、 <u>監査等委員である取締役は3名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u>
2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第19条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
	<u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事</u>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。代表取締役は、会社の業務を統括執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、名誉会長、会長、社長各1名、最高顧問、相談役、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p><u>業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役の選定)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、代表取締役を選定する。</u>代表取締役は、会社の業務を統括執行する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>名誉会長、会長、社長各1名、最高顧問、相談役、副会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第23条 当会社は<u>社外取締役との間で、</u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第22条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、</u>取締役会の決議によって、<u>同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、</u>法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、</u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金2,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき</u>取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録</p>

現行定款	変更案
<p>する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>により同意の意思表示をしたときは、当該<u>提案</u>を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>第25条 取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役および<u>監査役</u>に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は会日の5日前までに各取締役に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(<u>監査役および監査役会</u>)</p> <p>第27条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(<u>監査役の員数および選任</u>)</p> <p>第28条 当社の<u>監査役</u>は5名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(<u>監査役および監査役会</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p>
<p>第27条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p>	<p>第27条 当社は<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(<u>監査役の員数および選任</u>)</p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>第28条 当社の<u>監査役</u>は5名以内とし、株主総会において選任する。</p>	
<p>2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>第29条 <u>監査役</u>の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>補欠として選任された監査役の任期</u>は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(<u>監査役</u>の報酬等)</p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>第30条 <u>監査役</u>の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p>	<p>(<u>削除</u>)</p>
<p>第31条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、<u>賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い</p>	

現行定款	変更案
<p><u>額とする。</u></p>	
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>第32条 <u>監査役会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>第28条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定する<u>ことができる</u>。</p>
<p>(<u>監査役会の招集</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p>
<p>第33条 <u>監査役会</u>の招集通知は会日の5日前までに各<u>監査役</u>に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は会日の5日前までに各<u>監査等委員</u>に発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p>
<p>第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第33条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>	<p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p>
<p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第39条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>剰余金の配当</u>)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等</u>)</p>
<p>第40条 当社は、<u>株主総会の決議</u>によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を支払う。</p>	<p>第36条 当社は、<u>剰余金の配当等</u>、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める<u>ことができる</u>。</p>
<p>(<u>中間配当</u>)</p>	<p>(<u>配当の基準日</u>)</p>
<p>第41条 当社は、<u>取締役会の決議</u>によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める中間配当</u>をすることができる。</p>	<p>第37条 当社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。</p>
<p></p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p></p>	<p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>以上</p>	<p>以上</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p>
<p></p>	<p>(<u>監査役の責任免除に係る経過措置</u>)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: right;">以上</p>	<p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>なお、本附則は令和3年（2021年）6月24日より10年経過後、これを削除する。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>

以上